

国不動整第 43 号
令和 3 年 3 月 31 日

各都道府県・政令市 低未利用土地等施策担当部長 殿

国土交通省不動産・建設経済局 不動産市場整備課長
(公 印 省 略)

「低未利用土地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例措置の適用に当たっての要件の確認
について（令和 2 年国土動整第 8 号）」の改正について

規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）では、国民や事業者等に対して押印を求めている行政手続について、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正を行うこととされている。これを踏まえ、「低未利用土地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例措置の適用に当たっての要件の確認について（令和 2 年国土動整第 8 号）」について、下記の通り、低未利用土地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例措置の適用を受ける際の提出書類の様式において、申請者等の押印を廃止するほか、所要の改正を行ったので通知する。本通知は令和 3 年 4 月 1 日から適用するものとする。

貴都道府県におかれては、貴管内市区町村（政令指定都市を除く。）に対して、本通知を周知願いたい。

なお、本通知の内容については関係省庁とも協議済であるので、念のため申し添える。

記

一 申請者等の押印・署名の廃止について

別記様式①-1、別記様式①-2、別記様式②-1（宅地建物取引業者の仲介により譲渡した場合）、②-2（宅地建物取引業者を介さず相対取引にて譲渡した場合）及び別記様式③（宅地建物取引業者が譲渡後の利用について確認した場合）において、申請者・宅地建物取引業者・買主の押印・署名を廃止し、記名を求めることとした。

二 譲渡後の利用用途について

通知本体並びに別記様式②-1（宅地建物取引業者の仲介により譲渡した場合）、②-2（宅地建物取引業者を介さず相対取引にて譲渡した場合）及び別記様式③（宅地建物取引業者が譲渡後の利用について確認した場合）において、本特例措置の適用が認められる譲渡後の利用用

途について、一定の設備投資を行わずに土地を利用する場合は本特例措置の適用が認められない点について明記した。

三 別記様式①－１の切取防止について

別記様式①－１について、税務署提出の際に申請書部分と確認書部分を切り離すことがないように、注意書きを追記した。

四 留意点

改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することとして差し支えなく、押印・署名がある場合でもそれを理由に受付を拒否することのないようにされたい。